

別紙

1. 事業評価総括表（令和3年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金 事業者名	交付金事業に要した 経費	交付金充当額	備考
	公共用施設に係る 整備、維持補修又は 維持運営等措置	町道薬師線道路改良工事	川根本町	7,000,000	7,000,000	【総事業費】 8,470,000

（注） 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

2. 事業評価個表（令和3年度）

番号	措置名	交付金事業名	
	公共用施設に係る整備、維持補修 又は維持運営等事業	町道薬師線道路改良工事	
交付金事業者名		川根本町	
交付金事業実施場所	川根本町久野脇地内		
交付金事業の概要	<p>工事延長 L=32.2m、道路幅員 W=5.0m、 石積工 A=63㎡、コンクリート基礎工 L=27m、アスファルト工 L=27m、アスファルト舗装工 A=161㎡、コンクリート舗装工 A=7㎡ 見切壁工 L=5.9m、重力式擁壁工 L=3.8m、階段工 L=2.3m</p> <p>久野脇地区(91世帯)の住民は、久野脇～三津間間の移動の際、国道473号及び町道薬師線を利用しているが、町道薬師線は道路幅員が狭く、対向車とのすれ違いが困難である。 今回、久野脇区より町道薬師線道路改良工事の要望を受けたのに伴い、令和3年度の電源立地地域対策交付金を活用し、本事業を実施する。</p>		
交付金事業に関する市町の主要政策・施策とその目標	<p>第2次川根本町総合計画（平成29年度～令和8年度） 第3章 生活環境・基盤整備分野 快適に安心して暮らせるふるさと 3-1 地域基盤 3-1-2 道路・公共交通 目指すべき方向性：「快適に安心して利用できる交通体系の整備」 「だれもが利用しやすいまちづくりの整備」</p> <p>目標：生活道路整備率を現状値（平成28年度）86.5%から目標値（令和8年度）87.2%に上げることを目指す。</p>		
事業開始年度	令和3年度	事業終了（予定）年度	令和3年度
事業期間の設定理由	単年度事業のため		

交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度 令和8年度		
	生活道路整備率87.2%	生活道路整備率：幅員3.5m以上の舗装済み道路延長÷舗装済み道路延長×100	成果実績	%			
			目標値	%	87.2		
			達成度	%			
	評価年度の設定理由						
	川根本町総合計画により、平成28年度と令和8年度を比較する。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無							
交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	令和3年度	年度	年度	
	生活道路施工延長	活動実績	m	32.2			
		活動見込	m	32.2			
		達成度	%	100			
交付金事業の総事業費等	令和3年度	年度	年度	備考			
総事業費	8,470,000						
交付金充当額	7,000,000						
うち文部科学省分							
うち経済産業省分	7,000,000						
交付金事業の契約の概要							
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額	
道路改良工事		指名競争入札		株式会社友田組(川根本町)		8,470,000	

交付金事業の担当課室	くらし環境課環境政策室
交付金事業の評価課室	建設課建設事業室

- (注) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 交付金事業に関する市町の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該市町の上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関する市町の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
 なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
 なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。